承認第5号

専決処分の承認を求めることについて (飛騨市会計年度任用職員の給与等 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和4年5月30日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

専決第7号

専 決 処 分 書

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の 規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月30日

飛騨市長 都 竹 淳 也

飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年飛驒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 令和4年6月に支給する期末手当については、飛驒市職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例(令和4年飛驒市条例第1号)附則第3項に規定する措置 の例により、その額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案
本則 略 附 則 1~3 略 ————————————————————————————————	本則 略 附 則 1~3 略 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置) 4 令和4年6月に支給する期末手当については、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年飛騨市条例第1号) 附則第3項に規定する措置の例により、その額を減ずるものとする。

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部
	を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正
制定改廃	「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」(令和
の根拠等	4年法律第17号)に関し、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部
	改正に伴う非常勤職員の取扱いについて(通知)」(令和4年4月13
	日付閣人人第242号給3-102)が発出されたことに伴い、所要の改正を
	行うもの。
条例の	「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」によ
概 要	り、一般職の期末手当の支給率が引下げとなったため、常勤職員の令和
	3年度の引下げ相当額については、令和4年度6月期の期末手当から減
	額することで調整を行う旨、「飛騨市職員の給与に関する条例の一部を
	改正する条例」(令和4年飛騨市条例第1号)にて改正を行った。
	今般、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う非常勤
	職員の取扱いについて(通知)」により非常勤職員の期末手当に関して
	も、常勤職員同様の取扱いとするよう運用が示されたことから、会計年
	度任用職員の期末手当の令和3年度の引下げ相当額についても令和4
	年度6月期の期末手当から0.15月分相当額を減額することで調整する
	ための改正を行うもの。
市民への	人事院勧告に基づく措置であり、国及び他の地方公共団体並びに常勤
影響等	職員と同様の取扱いとなる。
	【影響の規模】
	会計年度任用職員 △4,717千円 (247名)
施行日	公布の日
備考	